

中国税務速報

2025年3月19日

一、「国家税務総局公告 2025 年第 2 号」 増値税確定申告事項の調整に関する国家税務総局の公告

国家税務総局は「増値税確定申告事項の調整に関する公告」（国家税務総局公告 2025 年第 2 号）を公布した（以下、「公告」という）。2025 年 2 月 1 日より発効する。

- 「公告」により、納税者が増値税課税政策が適用される貨物を輸出する場合において、増値税確定申告を行うときは、全国統一の電子税務局にログインし、輸出貨物の使用目的に関する情報を記載する必要がある。また、進料加工後、再輸出する場合、納税者は用途情報記載時に、該当する輸出貨物に消費された保税輸入資材の金額を記載する必要がある。
- 申告書については、主に下記 3 点で調整を行った。第一に、「増値税及び付加申告書（一般納税者向け）」の 28 欄目にある「①税金の分割前払」の記入方法を補足した。第二に、「増値税及び付加申告書の添付資料（一）」（当期売上明細）の 13a~13c 行目の「前払税率%」の記入基準を調整した。第三に、「増値税及び付加の前払書式」における建築サービスの「オフサイト」、「県（市）を跨ぐ」という表現を削除した。

出典：掲載元名「増値税確定申告事項の調整に関する国家税務総局の公告」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5238176/content.html>

二、『国弁函「2025」第 16 号』 国務院弁公庁に転送された「外資系企業安定化のための 2025 年行動案」に関する商務部・国家発展改革委の通知

2 月 19 日、中国政府は公式サイトで『国務院弁公庁に通知された「外資系企業安定化のための 2025 年行動案」に関する商務部・国家発展改革委の通知』（以下、「行動案」という）を公布した。当行動案では、秩序ある自主的な開放政策の拡大、投資・発展促進レベルの向上、開放的なプラットフォームの役割の増加、サービス保障強化など 20 項目の主要な業務に重点を置く。

- 当行動案では、外資系企業の製造業参入のための規制要件を全面的に撤廃するよう着実に推進する。市場アクセスのネガティブリストを改訂し、国内外の投資と外国投資の一貫性の原則に則り、外国投資アクセスのネガティブリストに含まれていない地域での外国投資アクセスを管理し、外商投資の奨励対象となる産業の範囲を拡大する。
- 外国投資を奨励し、近代的なサービス産業への外国投資を指導し、中西部地域と北東部地域へのより多くの外国投資を支援する産業のカatalogを改訂および拡大し、主要分野への投資を強化する。
- ハイテク分野への外資投資に重点を置き、中国の新産業化プロセスにおける外資系企業の参入を支援する。一方、外資系企業の貿易円滑化レベルを向上させる。
- 特惠貿易協定に基づく原産地証明書の査証業務をしっかりと行い、外資系企業が貨物輸出時、協定相手国による関税削減などの優遇政策を享受できるように支援する。

出典：掲載元名「国務院弁公庁に転送された「外資系企業安定化のための 2025 年行動案」に関する商務部・国家発展改革委の通知」

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_807daa60bc87435eb283f4e058eaca32.html

三. 「税委会公告 2025 年第 1 号」 「米国原産地の輸入品の一部に対する関税上乘せ」に関する国務院関税税則委員会の公告

3月4日、財政部は公式サイトで「米国原産地の輸入商品の一部に対する関税上乘せ」に関する国務院関税税則委員会の公告（以下、「公告」という）を公布した。

公告により、「中華人民共和国関税法」、「中華人民共和国税関法」、「中華人民共和国対外貿易法」などの中国法令及び国際法の基本原則に基づき、国務院の承認を得たうえで、2025年3月10日以降、米国原産地の輸入品の一部に対して、関税を上乘せすることが分かった。鶏肉、小麦、トウモロコシ、ウールに対しては、15%の関税、ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産物、果物、野菜、乳製品に対しては、10%の関税を上乘せする。

出典：掲載元名「「米国原産地の輸入品の一部に対する関税上乘せ」に関する国務院関税税則委員会の公告」

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/t20250304_3959228.htm

四. 「財税『2025』7号」文化事業建設費に係る優遇政策の継続に関する財務省の通知

1. 文化事業建設費（文化事業への資金投資ルートを拡大するため、国務院が広告・娯楽業界に課す政府の基金又は行政手数料のことである）に係る優遇政策の継続に関する財務省の通知（以下、「通知」という）により、2025年1月1日から2027年12月31日まで、中央政府に帰属する文化事業建設費については、納税者が納付すべき金額の50%を減額するものとし、地方政府に帰属する文化建設費については、省（自治区、市）財政、党委宣伝部門は同地の経済状況、思想・文化発展の宣伝状況を考慮したうえで、納付すべき金額の50%の範囲内で減額することができる。
2. 2025年1月1日から本通知の公布日（2025年1月26日）までの間、当通知により減額対象となった納付済みの文化事業建設費については、納税者が将来納付すべき文化事業建設費と相殺するか、または還付することができる。

出典：掲載元名「文化事業建設費に係る優遇政策の継続に関する財務省の通知」

<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/sszc/zxwj/202502/51b3c5a4dccc48a78d5085523e8cf540.shtml>